

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和4(2022)年9月28日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「新聞に、10月から改正育児介護休業法が施行されるという記事が載っていた。前に本部長も産後パパ育休の話がされていたが、「子の出生後、8週間以内に4週間まで、男性は分割して2回、休業を取得可能となるということである。男性の育児参加は、女性の社会進出を進めていく上で必要だし、性別や拒否意識を改めて多様性を生む組織が大切である。多様性が進んだ組織は、イノベーションが起こりやすいし、イノベーションが起こる組織は多様性が進む。男性の育児休業取得は多様性にあふれる組織作りにつながる。」ということが書かれていた。まさに、今、県警察も目指しているところだと思いつつ記事を読んだ。どこの組織、企業でも、若い人材が不足しており、拍車を掛けるかのように2022年度の出生数は上半期38万4,942名で、1年を通して80万人を割るのではないかとということであり、10年前と比較して約20万人減っているということであった。この状態が進むと30年、32年あたりには更に20万人減り、生まれる子供達は50~60万人しかいなくなる計算になる。そういうことを考えると、減少傾向には歯止めをかけなければならないと感じる。世の中のニュースを見ると、子供が巻き込まれて亡くなる事件が非常に多い。ただでさえ子供が少なく、子供の存在は大切なのに、事件事故に巻き込まれて、途中で命を落とす子供が増えていくのは本当に残念なことだと思う。子供の数が減ったら、今働いてる若者たちの将来はどうなっていくのかと案じてしまう。やはり、子供たちの数は減らさないようにしていかなければならないと思う。明日、警察学校の卒業式が行われるが、29名の卒業生のうち10名が女性警察官であり、女性警察官の割合がすごく高くなってきたと感じている。女性の力を活用しようという変化は良いことだが、もし子育てを女性だけにさせていくと、その女性の活躍する期間が制約されるので、女性も男性も育児に参加できるようにしていくことが女性のキャリアアップにつながるし、男性にとっても、組織全体にとっても大切ではないかと思う。是非、若い人たちには、育児休業などを大事にしてほしいし、安心して子育てができる職場環境を整えていただきたい。子供は社会全体の宝物だという発想で、子育てをする人を応援してあげる雰囲気を作っていくことが大事だと思う。組織のトップの理解なしでは改革は進まないと思う。10年20年先を考えたときに、やはり子供を大事に育てていくような環境が整っている警察組織であれば、次の人材確保もうまくいくと思う。全職員に制度の趣旨を理

解させ、上手に使わせて、男性も女性もキャリアアップしていくような工夫を是非してほしいと思う。是非、各部の職員に浸透させていただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 岩手県警察行政文書管理規程の制定について

警察本部から、「これまで県警察では、「岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規則」において、文書の作成、整理、保存の義務等基本的事項について定めていたが、当該事項について「公文書の管理に関する条例」が制定されたことに伴い、当該事項の具体的内容を定めるものとして、岩手県公安委員会が保有する行政文書については「岩手県公安委員会が保有する行政文書の管理に関する規則」を新たに制定し、岩手県警察本部長が保有する行政文書については、既存の「岩手県警察行政文書管理規程」を廃し、新たに制定し直し、また、その他下位規程を一部改正するものである。加えて、条例により新設される歴史公文書について「岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する歴史公文書の保存、利用及び廃棄に関する規則」を制定するものである。施行日は、条例の施行日と同日の令和4年10月1日とする。」旨の説明があり、決裁をした。

○ 警察あて苦情の受理・処理状況（令和4年8月末現在）について

警察本部から、「8月中の苦情の受理件数は4件で、内容は、刑事事件の捜査に関するもの、交通事件・事故の捜査に関するものであり、受理態様は、文書、電話、来訪であった。また、8月中の処理件数は5件であった。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「非がある点は改める必要があるが、萎縮することなく、やるべきことをやることも重要である。」

○ 「令和4年全国優良警察職員表彰（警察庁長官賞詞）」受賞者の決定等について

警察本部から、「令和4年全国優良警察職員表彰の受賞者は、機動捜査隊の警部補（58歳）である。警部補は、刑事部門において長年にわたり、積極的に業務に取り組んでおり、持ち前の鋭敏な感覚と豊富な経験を生かし、本県警察活動に大きく貢献したものである。警察庁における表彰式については、コロナ禍により令和2年から中止されていたが、受賞者本人のみの出席で3年ぶりに開催されることとなった。」旨の報告があった。

【生活安全部議題】

○ 令和4年全国地域安全運動について

警察本部から、「全国地域安全運動は、令和4年10月11日（火）から同月20日（木）までの10日間行われ、運動重点は、「子どもと女性の犯罪被害防止（全国重点）」「特殊詐欺の被害防止（全国重点）」「鍵かけの励行（県重点）」であり、推進事項は、「広報活動の強化」「防犯教育の推進」「各種団体と連携した諸活動の推進」である。主な施策及び行事予定

については、子ども110番の家、認定こども園、小学校、専門学校、企業に対する不審者対応訓練や110番通報等のロールプレイングを取り入れた実践的訓練を県内9署で行うほか、コンビニエンスストア従業員による特殊詐欺被害防止を目的とした声かけ訓練、一日警察署長や特殊詐欺被害防止サポーターによる広報活動等を行う。」旨の報告があった。

○ 「110番映像通報システム」の試行運用の開始について

警察本部から、「警察官が現場に到着する前に、視覚的な情報を受け取ることにより、110番通報に迅速かつ的確に対応することを目的として、全国一斉に試行運用されるものであり、具体的には、110番通報の通報者が、スマートフォン又はタブレット端末を用いて、事件・事故等の映像又は画像を送信するものである。試行運用は令和4年10月1日午前零時から、本実施は令和5年4月1日からの予定であり、6か月間の試行運用期間中に必要な検証を行い、通報者の利便性向上などについて、都度改善を図ることとされている。映像等送信に当たっては、公の場所等の自由に立ち入れる場所において肉眼で見える範囲を撮影するなど、第三者のプライバシーを不当に侵害することがないように撮影するよう留意させ、第三者のプライバシーを不当に侵害するなど不適切な方法で撮影された映像が送信されていると認められた場合には、通信指令課において映像受信を中断し、映像の送信を終了させる。映像等データは、通信指令課において取得した電磁的記録であり、情報公開条例に規定する行政文書に該当するほか、システムのデータ送信によって、電話番号、位置情報、IPアドレス等の情報が通信指令課において取得されるもので、個人情報保護条例に規定する個人情報に該当することから、現行規程のほか、別に管理要領を定めて適正に管理する。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「例えば、隣のアパートの部屋で叫び声が行って行ったらDVが行われており、それをたまたま戸が開いたので撮ったなど、証拠として重要と思うものでも、プライバシー侵害の問題もあり、その判断をするのは難しいと思うが、どのような判断となるのか。」

→本部発言

「個別の具体的な事例の対応については、これから検討していく。」

《 委員発言 》

「警察としてはいろいろな想定をしなければいけないんだろうと思う。感想になるが、留意事項への同意については、よく確認せずに同意して撮影し映像を送信すると思うが、よく内容を確認して同意しているわけではないはずなので、改善される余地があるのかもしれない。」

→本部発言

「もう一回問題点を洗い出しながら進めていきたいと思う。」

《 委員発言 》

「どのような問題が生じるか分からないので、一つ一つの事案に対して検討を加えてより良いものを作り上げていくという形になるのだと思う。大変な作業になるかと思うが、有効な手段だと思うので、しっかり活用していただきたい。」

【交通部議題】

○ 岩手県道路交通法施行細則等の一部改正について

警察本部から、「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法令の改正等が行われたことから、岩手県道路交通法施行細則、岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程及び岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令の一部を改正するものである。

岩手県道路交通法施行細則の一部改正については、改正道路交通法の第102条第4項において、都道府県公安委員会は、運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者が一定の病気等に該当する又は該当すると疑う理由があるときは、臨時適性検査又は一定の要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができることとされたことに伴い、施行細則の「第32条の2第2項」及び「様式第20号の2の3」について、改正を行うものである。

また、運転免許取得者教育の認定に関する規則の改正及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則の制定により、運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定申請については、公安委員会が定めるところにより、申請書等の書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができることとされたことに伴い、施行細則の「第43条の2」を新設し、「第2条」の文言を見直す改正を行うものである。そのほか、岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部改正及び岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令の一部改正を行う。施行期日は、いずれも公布（制定）の日から施行するものである。」旨の説明があり、決裁をした。

○ 安全運転管理者によるアルコール検知器を使用した酒気帯び確認義務化の延期について

警察本部から、「昨年6月に発生した千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受けて、業務使用の自家用自動車における飲酒運転防止対策を強化する目的で、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令により、安全運転管理者の運転者の運転前後の目視等による酒気帯び確認が義務化され、令和4年4月1日に施行、同年10月1日には、アルコール検知器を使用した酒気帯び確認の義務化が予定されていたが、最近の半導体不足やコロナ禍による物流停滞の影響により、全国的に十分な数のアルコール検知器が市場に流通していない状況から、当分の間、アルコール検知器使用義務化規定を適用せず、アルコール検知器使用義務化規定を目視等義務化規定に読み替える規定を定め、施行されることとなった。十分な数のアルコール検知器が市場に流通する見通しが立った時点で、アルコール検知器使用義務化規定を適用することとしている。アルコール検知器を確保できていない事業所に対しては、引き続き、アルコール検知器の入手に努めるとともに、目視等による酒気帯び確認を継続すること、アルコール検知器を必要数確保できている事業所に対しては、法令の義務ではないものの、アルコール検知器を使用した酒気帯び確認を導入することを県警ホームページや安全運転管理者講習等の機会でご報告している。今後も安全運転管理者講習の業務委託先である岩手県自家用自動車協会と連携しながら、安全運転管理者による酒気帯び確認義務の徹底を図っていく。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「目視による酒気帯び確認というのは、顔色や目等の状態を確認するということか。」

→本部発言

「運転者に対して、安全運転管理者、若しくは、それに代わる方が、顔色を見るとか目を見るとか臭いを感じるなどして確認するということである。」

《 委員質疑 》

「県内の安全運転管理者選任事業者数が昨年に比べて600も増えたのは、すごいと思うが、県内で5,408事業所という数は、結構多く広がっているということなのか。」

→本部発言

「選任義務の認識が広がっており、安全運転管理者選任事業者数は増えてきている。」

《 委員発言 》

「この事業所がさらに増えてくれるといいと思う。飲酒運転の検挙等の説明をしていただいているが、飲酒運転は、なかなか減らないし、ドライバーを仕事にしている方の飲酒運転も多いと感じている。遅くまでというか、朝早い時間まで飲んで検挙されている方もいる。社内の雰囲気として、翌朝、車を運転する勤務がある日は飲まないとか、早めに切り上げるという雰囲気をつくっていかないと、飲酒運転は減らないのではないかと思っている。」

【その他】

- 警察本部から、自転車一斉指導取締りの実施結果について報告があった。

■個別会議

- 警務課

令和4年度留置施設実地監査実施の報告

- 県民課

「犯罪被害者支援県民のつどい」開催概要及び公安委員長の対応についての説明、決裁

- 監察課

審査請求受理の説明、決裁

- 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

運転免許の更新区分に関する審査請求の弁明（案）の説明、決裁

- 総務課

「令和4年秋の東北管区内公安委員会連絡会議」に係る活動事例（案）について説明、決裁